

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：農業集落排水特別会計

事業名	農業集落排水施設		
事業開始年月日	平成8年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	本巢市	職員数* (H19. 4. 1現在)	5
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	306 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	5,480 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.75 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	11.4 (H19)
		経常収支比率* (%)	85.1 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成16年2月1日 合併構成町村：本巢町、真正町、糸貫町、根尾村] 4 町村の所有する財産及び債務は、全て新市に引き継ぎ、職員数は定員適正化計画を策定し、適正化に努める。また、使用料金については、統一できるよう見直しを図る。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	本巢市農業集落排水事業財政健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	本巢市長 内藤 正行
既存計画との関係	本巢市行政改革集中改革プラン（平成17年度から平成21年度）
公表の方法等	計画承認後、議会への説明を経て本巢市ホームページ等により公表
基本方針	農業集落排水事業の減少により、職員の適正な配置による人件費の削減を図る。また、下水への加入率及び収納率を向上させることにより、使用料の増収を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	9	2		11
	補償金免除額	1	1		2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	5	1		6

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	8,572	1,820		10,392
合 計 (A)		8,572	1,820		10,392
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		8,572	1,820		10,392

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	4,706	896		5,602
合 計 (A)		4,706	896		5,602
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,706	896		5,602

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>① 計画処理人口の規模が小さい施設が多い。(計画処理人口1000人以下の処理施設は、8施設中5施設)</p> <p>② 中山間地域に処理施設が多い。(計画処理人口500人以下の施設が3箇所あり、一人当たりの維持管理に係る経費が約3万円、それ以上の施設では半額程度の経費で維持管理が行なえる。)</p> <p>③ 使用料を大幅に増加を図る要因が少ない。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 収入の確保</p> <p>供用開始に伴い、処理区域内人口が増加し、一時的に水洗化率は低下しますが下水への接続を推進し、有収水量及び使用料金の増加を図る。</p>
	<p>課 題 ② 人件費の削減</p> <p>新規事業の減少(H18は神海、真正の2地区、H20から金原・鍋原の1地区と減少)により職員数の適正化を図る。</p>
	<p>課 題 ③ コスト縮減及び使用料の適正化</p> <p>供用開始の早い施設での機能強化事業(処理施設の改造・改築等)を実施することにより、施設の延命化及び維持管理費のコスト縮減を図る。また、下水道使用料の見直しは、近隣市町の状況を勘案しながら適正化を図る。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	207	196	267	320	269	337	413	395	408	413	
	(1) 営 業 収 益 (B)	61	70	82	90	87	90	117	151	176	189	
	ア 料 金 収 入	60	70	78	84	87	90	117	151	176	189	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	1		4	6							
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益	146	126	185	230	182	247	296	244	232	224	
	ア 他 会 計 繰 入 金	131	126	129	219	118	215	274	233	219	210	
	イ そ の 他	15		56	11	64	32	22	11	13	14	
	2 総 費 用 (D)	192	196	267	320	318	368	413	395	408	413	
	(1) 営 業 費 用	133	139	206	230	210	252	298	282	295	308	
	ア 職 員 給 与 費	3	3	34	37	36	41	23	23	23	23	
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他	130	136	172	193	174	216	257	259	272	285	
(2) 営 業 外 費 用	59	57	60	90	108	116	115	113	113	105		
ア 支 払 利 息	59	57	60	90	108	116	115	113	113	105		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	15	0	0	0	-49	-31	0	3	3	3		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,089	1,879	1,107	1,825	1,205	871	183	409	473	290	
	(1) 地 方 債	537	848	393	772	497	367	25	123	139	46	
	(2) 他 会 計 補 助 金	62	81	54	41	30	25	75	145	144	176	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	434	789	381	778	462	309	28	130	169	49	
	(6) 工 事 負 担 金	35	87	89	68	52	96	2	6	8	3	
	(7) そ の 他	21	74	190	166	164	74	53	5	13	16	
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,098	1,894	945	1,742	1,175	844	184	414	470	271	
	(1) 建 設 改 良 費	1,045	1,810	855	1,633	1,055	720	56	263	300	86	
	ウ ち 職 員 給 与 費	14	23	6	11	6	5	1	3	3	3	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	53	74	90	109	120	124	128	151	170	185	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		10									
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-9	-15	162	83	30	27	-1	-5	3	19		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	6	-15	162	83	-19	-4	-1	-2	6	22
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	15	19	4	210	31	12	8	7	11	33
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	21	4	166	293	12	8	7	5	11	33
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)			145	90						
実 質 収 支 黒 字 (P)	21	4	21	203	12	8	7	5	11	33
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	85	73	75	75	61	74	76	72	71	69
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	60	70	78	84	87	90	117	151	176	189
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	2988	3763	4066	5102	5480	5723	5620	5592	5561	5422
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	2988	3763	4066	5102	5480	5723	5620	5592	5561	5422
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	131	126	129	218	117	215	274	233	219	210
うち基準内繰入金	5	4	3	2	117	197	186	188	195	196
うち基準外繰入金	126	122	126	216	0	18	88	45	24	14
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	126	122	126	216		18	88	45	24	14
資 本 的 収 支 分	62	81	54	40	30	25	75	145	144	176
うち基準内繰入金	26	28	33	33	30	25	18	12	6	1
うち基準外繰入金	36	53	21	4	0	0	57	133	138	175
うち赤字補てん的なもの	36	53	21	4			57	133	138	175

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※ (%)	36.9	30.2	24.6	21.4	31.6	30.4	32.9	42.2	50.0	49.0	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	84.5	72.6	74.8	74.6	61.4	73.6	76.3	72.3	70.6	69.1	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	67.9	60.9	70.5	84.5	79.6	89.6	78.5	61.6	60.3	54.4
	うち基準内繰入金 (%)	3.8	3.2	2.3	0.9	100.0	91.6	67.9	80.7	89.0	93.3
	うち基準外繰入金 (%)	94.2	96.8	97.7	99.1	0.0	8.4	32.1	19.3	11.0	6.7
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	資本的収入分 (%)	32.1	39.1	29.5	15.5	20.4	10.4	21.5	28.4	39.7	45.6
	うち基準内繰入金 (%)	41.9	34.6	61.1	82.5	100.0	100.0	24.0	8.3	4.2	0.6
	うち基準外繰入金 (%)	58.1	65.4	38.9	17.5	0.0	0.0	76.0	91.7	95.8	99.4
	うち赤字補てん的なもの (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	合併調整により、使用料金を統一した。今後、平成20年度に真正地区が供用開始予定のため、それ以降は料金収入の増収が見込まれる。(平成20年度から22年度の3年間で接続率約70%、料金については、80百万円程を見込んでいる。)
2 他会計繰入金の見込み	特定財源等による財源不足分を一般会計からの繰り入れを見込む。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資及び資産売却等による収入見込みはない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	料金設定は現行のまま、財源不足分は全て一般会計からの繰り入れで策定した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>現行の本市集改革プランでは△4.9%の純減目標を掲げ取り組みを進めているが、今後「基本方針2006」における定員管理の数値目標を上回るものを検討し、人件費の削減に努める。</p>
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>市全体の集中改革プランの職員純減の推移は、H17.4.1 364人→H22.4.1 346人(4.9%削減)と純減目標を掲げ取り組みを進めているが平成18年8月に「基本指針2006」で示された純減目標(5.7%)を下回っている。このため、本市職員採用計画に基づきH17.4.1 363人→H22.4.1 335人(7.7%削減)とする純減目標を掲げ取り組みを進めるとともに人件費削減に努める。また、農業集落排水は事業の減少により職員数が1名減(H20)となるが、公共下水道で新規に1地区増となるため、職員も1名増(H20)となる。このため、下水道事業の職員数は、現状維持を予定しています。</p>
○ 給与のあり方	<p>国公準拠を基本とし、人事院勧告・類似団体・県内他市の状況を踏まえながら、適切な運用を図っていく。</p>
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・国公準拠を基本とし、人事院勧告の状況を踏まえながら、適切な運用を図っている。(俸給表の水準を平均4.8%引き下げ人件費の抑制に努めている。) ・地域手当に係る見直しの有無について、国家公務員の給与構造の改革を踏まえ、廃止した。 ・特殊勤務手当に係る見直しの有無については、特殊勤務手当は支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>技能労務職員の給与に係る見直しの有無について、技能労務職員は該当がありません。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職手当の見直しについて、国に準じて退職時特別昇給制度は廃止しています。また、岐阜県市町村職員退職手当組合に加入しているため、平成21年4月に見直される。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>職員の福利厚生については、「本巣市職員互助会」事業に参加している。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<p>施設の維持管理については、民間事業者へ委託し、経費の削減に努めている。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>施設の維持管理については、民間事業者へ委託し、経費の削減に努めている。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>施設の維持管理については、民間事業者へ委託し、経費の削減に努めている。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	売却可能資産はないため、下水道への加入率及び収納率を向上させることにより使用料の増収を図る。今後、近隣市町の状況を勘案しながら使用料金の適正化を図る。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	本巢市のホームページ等で公開できるよう努める。また、行政評価導入を検討する。 本巢市のホームページ等で公開できるよう努める。 行政サービスを効果的、効率的に提供するため導入に向け検討を進めている。また、評価した結果の客観性の確保や市民から理解される施策展開のため「外部評価」を取り入れたものを検討している。
5 その他	

- 注 1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	農業集落排水事業の減少により、職員の適正な配置による人件費の削減を図りたい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	該当なし。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	下水道への加入率及び収納率を向上させる頃により使用料の増収を図り、一般会計からの基準外繰出しが解消できるよう努めたい。今後、近隣市町の状況及び財政状況を勘案し、使用料金の適正化を図る。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
